

**特別養護老人ホーム 恒幸園
(指定短期入所生活介護事業)**

重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 施設の名称 社会福祉法人 恒徳会 特別養護老人ホーム 恒幸園
 (2) 施設の所在地 茨城県筑西市向川澄98-1
 電話番号 0296-57-7268
 F a x 0296-57-7269
 (3) 介護保険指定番号 0874100548
 (4) 通常の事業実施地域 筑西市・桜川市・結城市
 (5) 利用定員 13人

2. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者(施設長) 1人
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたります。
- (2) 医師(非常勤) 1人
- (3) 生活相談員 2人
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行います。
- (4) 介護支援専門員 1人
施設サービス計画の作成等を行います。
- (5) 看護職員 3人
利用者の健康衛生並びに看護業務を行います。
- (6) 介護職員 32人
利用者の介護・介助にあたります。
- (7) 機能訓練指導員 1人
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (8) 管理栄養士 1人
利用者の食事管理及び献立の作成、その他給食全般に関することを行います。
- (9) 事務員 2人
必要な事務を行います。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務時間
1. 管 理 者 生活相談員 介護支援専門員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 看 護 職 員	平 常 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅 番 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
3. 管 理 栄 養 士	早 番 6 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5
	平 常 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅番A 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
	遅番B 1 0 : 4 0 ~ 1 9 : 4 0
4. 介 護 職 員	日勤A 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	日勤B 8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
	遅 番 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
	深夜勤 1 7 : 1 5 ~ 8 : 4 5

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人 恒徳会が行う指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる授業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 施設の設備と概要

(1) 定員

66名（53名：入所、13名：ショートステイ）

ただし、ショートステイ定員には、介護予防短期入所生活介護利用者を含む。

(2) 居室

全室個室66室（ショートステイ用居室13室含む）

広さ：8畳程度（約13㎡）

(3) ユニット

リビング（83～96㎡）及び3箇所のトイレと8～9部屋の個室で1つのユニットを形成し、建物内に8ユニットあります。

(4) 浴室

2階機械浴室 1室（オンラインバス及びリフト浴）

3階一般浴室 1室（檜の個別浴槽2槽含む）

(5) 建物構成

1階

デイサービスセンター（チェアーインバス・リハビリ機器等）
地域交流スペース・ヘルパーステーション・事務室・厨房等

2階

8名の3ユニット・9名の1ユニット
機械浴室等

3階

8名の3ユニット・9名の1ユニット
レクレーションルーム・一般浴室等

4階

洗濯室等

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分（9割または8割）が介護保険から給付されます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

①食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 利用者ご本人の排泄介助を行います。
- ・ 排泄に関する消耗品は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練や援助を行います。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥移送サービス

- ・ 要介護度に関わりなく、短期入所生活介護を利用する際に、ご自宅から施設、施設からご自宅への送迎サービスをいたします。ただし、配車の関係がありますので、利用可能な日時についてはその都度、ご確認下さい。
- ・ 送迎実施曜日：月曜～金曜（祝祭日を除く）
- ・ 送迎時間帯：リフトバス対応（車椅子利用） 10：00～14：30
普通車対応 9：00～16：00

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（単位：単位数）

	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
1. ご利用者の要介護度別単位数	529	656	704	772	847	918	987
* 2. 機能訓練体制加算	12						
* 3. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22						
* 4. 夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18				
* 5. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス利用単位数 × 14.0%						

※ 筑西市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10.17円 を乗じた金額の1割、2割または3割が自己負担となります。

* 2 機能訓練体制加算

機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているため加算となります。

* 3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であるため加算となります。

* 4 夜勤職員配置加算（Ⅱ）

夜勤を行う介護職員が、配置基準より1名以上多く配置しているため加算となります。

* 5 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める算定要件を満たしているため加算となります。

○ 上記サービスの他に、ご利用者の状態により下記サービスも提供いたします。

I 認知症行動心理症状緊急対応加算・・・200単位

認知症日常生活自立度Ⅲ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方を受け入れることが出来ます。

II 若年性認知症利用者受入加算・・・120単位

若年性認知症の方を受け入れることが出来ます。

III 送迎加算・・・184単位

要望により送迎します。

IV 療養食加算・・・8単位/回（※1日につき3回を限度）

医師の食事箋に基づく療養食を提供します。

V 在宅中重度者受入加算・・・425単位

在宅で訪問看護を利用している方が、ショートステイを利用中に、その訪問看護事業所より、健康上の管理をしてもらうことが出来ます。

○ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 趣味的活動や行事等

ご契約者及びご本人の希望により趣味的活動や行事等に参加していただくことができます。材料代等の実費は、ご契約者にご負担いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内容	利用料金
おむつ	施設でご用意致します
ティッシュ等の日用品	ご持参下さい
その他	実費

④ 食事代

・ ご本人の自立支援のため、離床してユニット内リビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間 朝 食 8：30～
 昼 食 12：00～
 夕 食 18：00～

料金： 朝食470円 昼食750円 夕食680円

⑤ 理髪

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：業者より請求があります。

⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預金証書、年金証書

○ 保 管 管 理 者：施設長

○ 出 納 方 法：手続の概要は以下の通りです。

・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・ 保管管理者は出入金の都度、出入金台帳に記入し、ご契約者及びご利用者から台帳及び通帳の開示を希望されたときは提示します。

⑦ 通常の事業の実施区域外への移送サービス

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

（介護給付送迎加算自己負担金は別途負担）

片道 1 km以上 10 km未満 440円

 10 km以上 1 km増すごとに 37円加算

⑧ 付添や代行サービス

ご利用者又はご契約者のご希望に基づいて行うサービスです。

買物代行： 1回につき 300円

外出付添： 30分 700円（2時間まで）

*上記に係る希望外出企画料金として別途 1回につき500円かかります。

通院付添： 遠方の場合につき、付き添いに係る費用をいただきます。

(3) 居住費のお支払 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金の他、居住費としてユニット型介護老人福祉施設がユニット型短期入所生活介護の提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額をご利用者又はご契約者に負担していただきます。

居住費： 63,000円/月 (利用日数で計算)

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。お支払は、直接窓口へお支払願います。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(5) 利用の中止、変更 (契約書第9条参照)

① 利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更をすることができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

③ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用日にご持参いただくもの

- ① 介護保険証及び健康保険証 (初回及び保険証更新時)
- ② 内服薬及び処置に必要な医療用材料
- ③ 上履き及び着替え
- ④ 洗面用具等
- ⑤ その他必要な介護用品 (杖、車椅子等)

*金銭、貴重品に関しては、貴重品管理サービスを利用する以外は、お持ちにならないで下さい。

*菓子や漬物等食品類の持ち込みは市販品のみを最小限とし、生ものや自家製食品の持込みは禁止、また、他のご利用者へのお裾分けは、食事規制の方もおりますのでご遠慮下さい。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペースのみ喫煙ができます。

7. 事故発生時の対応

(1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況や事故に際してとった処置については、記録を作成し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

(3) ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

以上、短期入所生活介護事業にあたり、重要な事項を説明致しました。

事業者 〒309-1117 茨城県筑西市向川澄 98-1
社会福祉法人恒徳会 特別養護老人ホーム恒幸園
指定短期入所生活介護事業 印

説明者 所属 生活介護課長補佐

氏名 真崎 克寿 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

続 柄